

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	子育て支援に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三木市は、子育て支援に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

兵庫県三木市長

公表日

令和6年12月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子育て支援に関する事務
②事務の概要	子ども・子育て支援法、児童福祉法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する。 保護者からの保育の必要性の認定の申請を受け、国が設定した基準①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)を踏まえ、保育の必要性の認定・認定証の交付を行う。 保護者の所得から、階層を判定し、利用者負担額を決定し、通知する。 事業所から児童の契約情報や利用者負担額を取り込む。 また、保育所を利用する場合は、利用者負担額の徴収・滞納業務を実施する。 マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による通知を行う。また、マイナポータルのサービス検索及び電子申請機能による申請の受理等を行う。
③システムの名称	1. 子育て支援システム 2. 収納消込／滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー 5. サービス検索・電子申請機能(マイナポータル) 6. 申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)子育て支援ファイル (2)子育て支援収納滞納ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表の9、127の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第8条、第68条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁、総務省令第9号) (令和6年デジタル庁、総務省令第9号における情報提供の根拠) :なし (子育て支援に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) (令和6年デジタル庁、総務省令第9号における情報照会の根拠) :第2条の表 14、17及び155の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育委員会 教育振興部 教育・保育課
②所属長の役職名	教育・保育課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号673-0492 三木市役所 総合政策部 企画政策課 文書・統計係 住所: 兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話: 0794-82-2000 ファックス: 0794-82-9755 E-mail: kikakuseisaku@city.miki.lg.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号673-0492 三木市教育委員会 教育振興部 教育・保育課 入所・給付係 住所: 兵庫県三木市上の丸町10番30号 電話: 0794-82-2000 ファックス: 0794-89-2450 E-mail: kyoikuhoiku@city.miki.lg.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [O]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	-----------	---

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるガイドラインに従い、本人からのマイナンバー取得を徹底している。対象者からの入所申請時に特定個人情報入手するため、本人以外からの入手や目的外の入手が行われることは無い。また様式の仕様上、事務に必要な情報しか入手できないようになっている。また、得た情報に関しては、ID及びパスが無いと入れないシステム内及び書面に関しては施錠できる書庫への保管を徹底している。

9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[] 内部監査

[] 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[十分に行っている]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分に行っている

3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

☐全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[9) 従業者に対する教育・啓発]

＜選択肢＞

1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策

2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策

3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策

4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策

5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)

6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策

7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策

8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策

9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[十分である]

＜選択肢＞

1) 特に力を入れている

2) 十分である

3) 課題が残されている

判断の根拠

全ての個人情報について、書類等やデータの管理の徹底により情報漏洩のないよう務めている。また、全庁的に行われているサイバーセキュリティ研修等の参加により、意識の向上を図っている。

変更箇所

[illegible]